

第5回エイズに関する関係省庁間連絡会議

平成18年6月12日(月) 15:00～

厚生労働省専用第12会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 「エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱」の改正について
- (2) 国連エイズ特別総会における政治宣言について
- (3) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱 改正案
- 資料2 エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱 新旧対照表
- 資料3 国連等におけるエイズ対策の主な流れ
- 資料4 エイズ対策について
- 資料5 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)
- 資料6 2006年国連エイズ特別総会政治宣言

第5回エイズに関する関係省庁間連絡会議出席者名簿

所 属		官 職	(敬称略) 氏 名
警察庁	生活安全局生活環境課	課長補佐	鈴木 達也
法務省	人権擁護局人権啓発課	課長	若井 伸一
外務省	経済協力局開発計画課	課長補佐	山本 太郎
	大臣官房国際社会協力部専門機関課	課長補佐	小林 敏明
文部科学省	研究振興局ライフサイエンス課	企画官	池田 千絵子
	スポーツ・青少年局学校健康教育課	課長	山口 敏
厚生労働省	大臣官房国際課	国際機関 専門官	小池 創一
	健康局結核感染症課	課長	塚原 太郎
	労働基準局安全衛生部労働衛生課	課長	阿部 重一
	医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室	総務係長	片田 淳哉
	医薬食品局監視指導・麻薬対策課	課長補佐	吉田 易範
	職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課	課長	土屋 喜久
	健康局疾病対策課	課長	関山 昌人
	健康局疾病対策課	課長補佐	三好 英文
	健康局疾病対策課	課長補佐	秋野 公造
	慶応大学文学部教授		樽井 正義

エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱（改正案）

平成 12 年 12 月 11 日設置
平成 18 年 2 月 13 日改正

1 目 的

我が国のエイズ患者、H I V感染者の発生が、依然として地域的にも年齢的にも広がりを見せている状況に鑑み、関係省庁間の協議の場を設定することで、より一層総合的かつ効果的なエイズ対策を推進することを目的とする。

2 根 拠

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 11 年 10 月 4 日告示第 217 号）第 8（関係機関との新たな連携）の 1（省庁、N G O 等を含めた関係機関の連携の強化）に基づく。

3 協議事項

- （1）国際的な連携に関すること
- （2）人権の尊重に関すること
- （3）普及啓発及び教育に関すること
- （4）研究の情報交換に関すること
- （5）性感染症対策等関連施策との連携に関すること
- （6）その他、省庁間における連携が必要な事項に関すること

4 連絡会議構成員

連絡会議の構成は、次のとおりとする。

- ・法務省人権擁護局人権啓発課長
- ・外務省経済協力局開発計画課長
- ・文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長
- ・文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
- ・厚生労働省健康局結核感染症課長
- ・厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
- ・厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室長
- ・厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
- ・厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長
- ・厚生労働省健康局疾病対策課長

上記構成員の他、協議の内容に応じて各構成員は、関係者の出席を求めることができる。

5 連絡会議議長

議長の職は、厚生労働省健康局疾病対策課長とする。

6 連絡会議の開催

会議は年 1 回を基本とする。ただし、緊急その他の必要が生じた場合、各構成員は、会議の開催を議長に要請することができる。議長は、この要請を受けたとき又は自らが必要と認めるときは、会議を開催するものとする。

7 その他

会議の開催その他の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

国連等におけるエイズ対策の主な流れ

2000 国連ミレニアムサミット

「ミレニアム開発目標6」
HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる

2001 国連エイズ特別総会

「HIV/エイズに関するコミットメント宣言」-グローバルな危機、グローバルな行動-
HIV/エイズ問題の全ての側面を再検討し、実行するとともに国内、地域、及び国際的勢力の調整と強化の拡充に対する誓約

2003 アフリカ国際エイズ
性感染症会議

Three Onesの原則を提唱

One agreed HIV/AIDS Action Framework
「包括的なエイズ戦略」

One National AIDS coordinating Authority
「国家による包括的なエイズ戦略コーディネート機関」

One agreed country level monitoring and evaluation system
「包括的なエイズ政策のモニタリング・評価システム」

2004 UNAIDSワシントン会議

今後このThree Onesの原則の下で一元的にエイズ対策を推進

2005 ケンブリッジG8首脳会議
国連世界サミット

ユニバーサルアクセス
2010年までに治療を必要とする全ての人に治療を提供する

2006 国連エイズ特別総会

「政治宣言」

〇趣旨:
「HIV/エイズコミットメント宣言」以降に実施されたHIV/エイズ対策をレビューし、ミレニアム開発目標やコミットメント宣言に盛り込まれた各種目標に向け各国と国際社会の取組に政治的弾みを与える

〇達成目標:
「HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる」とのミレニアム開発目標を達成すべく、2001年のコミットメント宣言と2005年世界サミット成果文書の諸目標を実現する。

〇主な施策:
・市民社会、感染者、患者団体、民間セクターの積極的参加・関与
・治療のみならず、予防・ケア・サポートへの包括的対応
・一層の資金調達
・2006年内に国家目標を設定
・若者の感染予防に関する対策の拡充
・女性感染者への治療拡大、母子感染予防の拡充、女性への暴力防止
・子供のケア、小児用治療薬の開発促進
・ワクチン、新薬の開発促進
・国連事務総長年次報告にコミットメント宣言の実施状況を含める
・2008年と2011年に2006年政治宣言の実施にかかる包括的レビュー

Three Onesの原則に留意して、
2006年の政治宣言の実施にか
かる包括的レビュー

2008 国連エイズ特別総会

2011 国連エイズ特別総会

今後の目標

2010年までに治療を必要とする全ての人に治療を提供

HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる

我が国におけるThree Onesの原則に基づいた施策

One agreed HIV/AIDS Action Framework 「包括的なエイズ戦略」

→エイズ予防指針

感染症予防法第11条(特定感染症予防指針)の規定に基づき我が国におけるHIV感染の拡大の抑制、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等といったHIV/エイズ予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が共に連携して進めていくべき新たな取り組みを策定。

平成11年10月 エイズ予防指針告示
平成17年 患者代表、市民社会代表を含めた有識者によるエイズ予防指針の見直し検討会(座長:木村哲 東京逓信病院院長)の報告書を受けて、
平成18年 4月 エイズ予防指針を見直した

One National AIDS coordinating authority 「国家による包括的なエイズ戦略コーディネート機関」

→エイズに関する関係省庁間連絡会議

エイズ予防指針に基づき関係省庁間の協議の場を設定することで、より一層の総合的かつ効果的なエイズ対策を推進することを目的として設置された。

平成12年12月 エイズ予防指針に基づき設置し、第1回を開催
(第2回:16年3月、第3回:16年9月)
平成18年 2月 第4回開催
原告団代表との意見交換会
平成18年 6月 第5回(今回)
市民団体代表とともに国連エイズ特別総会政治宣言について討議

One agreed country level monitoring and evaluation system 「包括的なエイズ政策のモニタリング・評価システム」

→エイズ施策評価検討会(準備中)

国・都道府県のエイズ施策に関する評価・モニタリングを行う。

第一回重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会

平成18年6月26日(月) 13:30～

経済産業省別館944号会議室

次 第

1 あいさつ

厚生労働省健康局疾病対策課長 関山昌人

2 重点都道府県等の選定について～エイズ予防指針改正後の取り組み～

厚生労働省健康局疾病対策課課長補佐 秋野公造

3 自治体を対象としたマニュアル講習会

(1) 「地方自治体における青少年エイズ対策／教育ガイドライン」

京都大学大学院助教授 木原雅子氏

(2) 「男性同性間のHIV感染対策に関するガイドライン」

名古屋市立大学大学院教授 市川誠一氏

(3) 「医療相談員のための外国籍HIV陽性者療養支援ハンドブック」

慶応義塾大学教授 樽井正義氏

港町診療所内科専門医 沢田貴志氏

4 エイズ予防財団の取り組み

エイズ予防財団 柏崎正雄氏

5 東京都の施策紹介

東京都福祉保健局健康安全室副参事 飯田真美氏

配布資料

資料1 エイズ対策について

資料2 重点的に連絡調整すべき都道府県等の選定について

資料3-1 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)

資料3-2 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について

資料4 重点都道府県等におけるエイズ対策担当者一覧

資料5 地方自治体向けエイズ対策マニュアルの作成について

重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会 実施内容及びタイムスケジュール

時間	(分)	実施内容		講師等(敬称略)	実施場所
13:30	(15)	開会挨拶		厚生労働省健康局疾病対策課長 関山 昌人	経済産業省別館 9階944会議室 (東京都千代田区 霞が関1-3-1)
13:45	(20)	重点都道府県等の取組みについて		厚生労働省健康局疾病対策課 課長補佐 秋野公造	
14:05	(135)	自治体を対象としたマニュアル講習会			
14:05	(45)	青少年対策(地方自治体における青少年エイズ対策 ／教育ガイドライン)		京都大学大学院医学研究科 助教授 木原雅子	
14:50	(45)	同性愛者対策 (男性同性間のHIV感染対策に関するガイドライン)		名古屋市立大学大学院 教授 市川誠一	
15:35	(45)	外国人対策(医療相談員のための外国籍HIV陽性者 療養支援ハンドブック)		慶應義塾大学文学部教授 樽井正義 ／港町診療所医師 沢田貴志	
16:20	(15)	(休憩)			
16:35	(10)	(財)エイズ予防財団の取組み		(財)エイズ予防財団	
16:45	(15)	東京都における施策紹介		東京都福祉保健局健康安全室 エイズ対策担当副参事 飯田真美	
17:00		閉会			
17:10	(30)	移動開始			コミュニティ センターakta (東京都新宿区 新宿2-15-13 第2中江ビル301)
17:40		コミュニティセンターakta 到着			
17:45	(45)	現場見学及び講演 (1班)	休憩(2班)	Rainbow Ring 張由紀夫	
18:30	(45)	現場見学及び講演 (2班)	休憩(1班)		
19:15		akta視察終了			
19:20	(35)	移動開始			東京都南新宿 検査・相談室 (東京都渋谷区 代々木2-7-8 東京南新宿ビル 3階)
19:55		東京都南新宿検査・相談室 到着			
20:00	(15)	検査・相談現場案内 (1班)	概要説明 (2班)	東京都／東京都医師会	
20:15	(15)	概要説明 (2班)	検査・相談現場案内 (1班)		
20:30		一切終了			

※ 現場視察時の班分けは当日お知らせします

aktaでの現場案内及び概要説明

- (1) akta内の案内
- (2) 概要説明
 - ・新宿二丁目におけるゲイ・コミュニティの現状
 - ・aktaの取り組みと成果
 - ・aktaにおける今後の課題

南新宿検査・相談室での現場案内及び概要説明

- (1) 検査・相談の流れ
- (2) 概要説明
 - ・事業概要と実績
 - ・検査相談体制
 - ・検査・相談室における今後の課題

現場視察のご案内

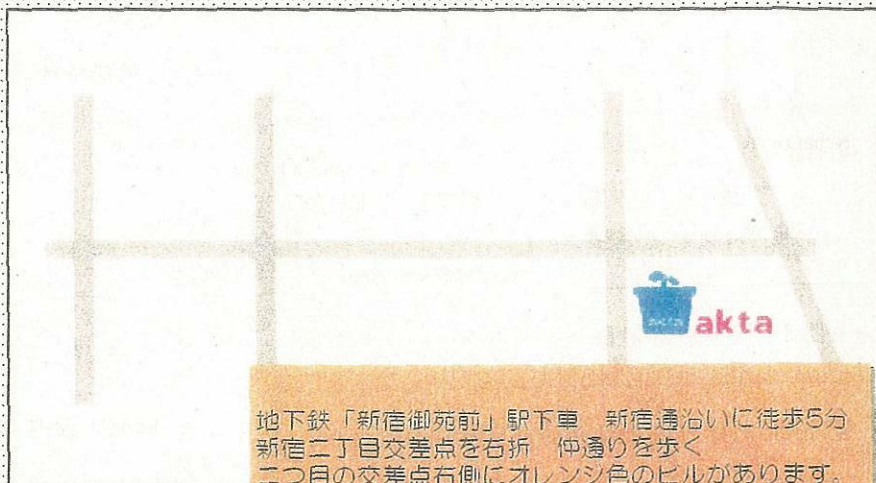
連絡協議会終了後
(17:00～)

重点都道府県等のうち視察を希望していない自治体及び重点都道府県等以外の自治体は終了

コミュニティセンター
aktaへ移動

参加者全員で移動（同時に移動できない場合は下記参照）

視察開始（17:45～）



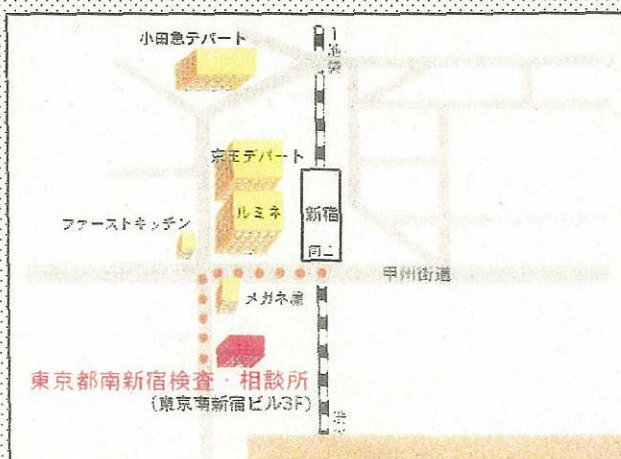
地下鉄「新宿御苑前」駅下車 新宿通り沿いに徒歩5分
新宿二丁目交差点を右折 仲通りを歩く
二つ目の交差点右側にオレンジ色のビルがあります。
そのビルの3階です。角と3階の青い看板が目印。

東京都新宿区新宿2-15-13 第2中江ビル301号室
TEL 03-3226-8998

東京都南新宿検査・相談室へ
移動（19:15～）

参加者全員で移動（同時に移動できない場合は下記参照）

東京都南新宿検査・相談室
視察開始（20:00～）



一切終了（20:30）

JR新宿駅南口徒歩3分

東京都渋谷区代々木2-7-8 東京南新宿ビル3F
TEL 03-3377-0811

重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会 出席者名簿（敬称略）

自治体	所属	役職	氏名	連絡協議会	現場視察
茨城県	保健福祉部保健予防課	課長	緒方 剛	○	○
		係長	山口 広隆	○	○
埼玉県	感染症対策室	室長	柳澤 秀明	○	○
		主任	大関 雄光	○	○
千葉県	健康福祉部疾病対策課	主幹(課長級)	白鳥 市郎	○	×
		副主査	菅谷 直人	○	×
東京都	福祉保健局健康安全室感染症対策課	副参事(課長級)	飯田 真美	○	○
		係長	冨永 静子	○	○
神奈川県	保健福祉部健康増進課	技幹	中井 信也	○	○
		副技幹	八木下 しのぶ	○	○
山梨県	健康増進課	衛生指導監	小林 裕	○	○
		副主査	浅山 光一	○	○
長野県	衛生部健康づくりチーム	企画員	塩沢 宏昭	○	○
		主任技師	笠原 ひとみ	○	○
愛知県	健康福祉部健康担当局健康対策課	主幹(課長級)	深谷 恵	○	×
		主任主査	増野 裕英	○	○
大阪府	精神保健疾病対策課	課長	野田 哲朗	○	○
		技師	川原 千夏	○	○
沖縄県	中部保健所	所長	崎山 八郎	○	○
		主査	長嶺 洋子	○	○
さいたま市	保健所地域保健課	参事兼課長	菅谷 弘子	○	○
		主査	坂本 由紀子	○	○
千葉市	健康医療課	係長	大野 喜昭	○	×
		主任	市倉 基安	○	×
横浜市	健康福祉局感染症課		浜田 伸一	○	○
川崎市	健康福祉局保健医療部疾病対策課	主幹(課長級)	泉谷 博	○	○
			泉 基広	○	○
名古屋市	健康福祉局健康部健康増進課	主幹(課長級)	氏平 高敏	○	○
		技師	丹羽 昌之	○	○
大阪市	保健所感染症対策課	主幹(課長級)	吉田 英樹	○	○
		係長	伊野 栄子	○	○
出席者計				31	26

重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会 傍聴者名簿（敬称略）

自治体名	所属	役職	氏名
岩手県	保健福祉部保健衛生課	技師	阿部 貴子
山形県	健康福祉部保健業務課	主事	濱本 幸樹
福島県	医療看護グループ	副主査	黒澤 良生
栃木県	保健福祉部健康増進課	係長	一色 ミユキ
新潟県	福祉保健部健康対策課		廣橋 佳代子
岐阜県	保健医療課	技術主査	永井 真司
静岡県	健康福祉部疾病対策室	主幹	土屋 厚子
三重県	健康福祉部健康危機管理室	室長	寺井 謙二
滋賀県	健康福祉部健康推進課	主幹	尾本 由美子
京都府	健康対策室	担当係長	細野 幸代
兵庫県	疾病対策課	技術吏員	栃本 なお子
奈良県	健康増進課	係長	植松 裕
島根県	健康福祉部薬事衛生課	医療専門幹	柳樂 真佐実
香川県	業務感染症対策課	主任	中村 一道
熊本県	健康危機管理課	参事	内村 秀之
宮崎県	福祉保健部健康増進課	主査	山下 省一
札幌市	保健所保健管理課	係長	赤石 尚一
京都市	地域医療課	主任	中村 正樹
神戸市	保健福祉局健康部保健推進課	主査	森川 輝章
川越市	保健所保健予防課	主任	中澤 一彦
船橋市	保健所保健予防課	係長	廣島 かおる
横須賀市	健康づくり課		田口 尚之
相模原市	保健予防課	主任	猪谷 亜子
新潟市	保健所保健予防課	主査	齊藤 ひろみ
長野市	保健所健康課	係長	西山 純一
岡崎市	保健所生活衛生課	技師	春日井 昭豊
新宿区	健康部予防課	主事	高藤 光子
墨田区	本所保健センター	保健師	小俣 雪恵
大田区	大田東地域行政センター地域健康課	課長	高野 つる代
世田谷区	保健所感染症対策課	主任主事	遠藤 厚子
杉並区	保健所保健予防課	係長	小林 信之
豊島区	池袋保健所健康推進課		木村 正子
北区	健康福祉部保健予防課	係長	宮野 慎太郎
板橋区	保健所予防対策課		松山 めぐみ
葛飾区	保健所保健予防課	課長	城所 敏英

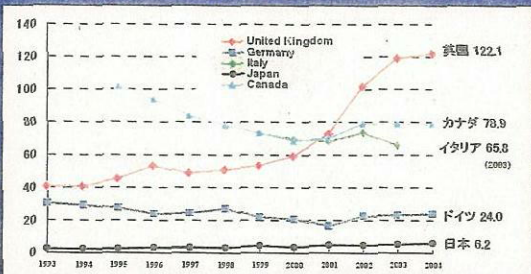
重点都道府県等の選定について

～エイズ予防指針改正後の取り組み～

平成18年6月26日
厚生労働省健康局疾病対策課

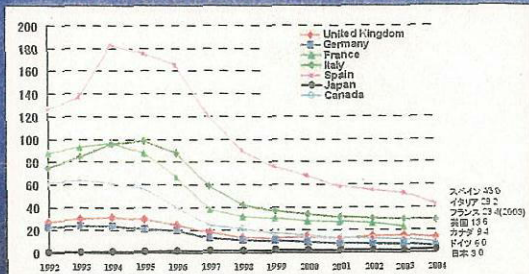
HIV／エイズの現状

先進諸国における人口100万人あたりの
HIV感染者報告数の年次推移



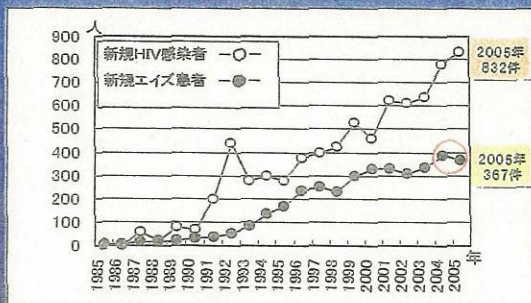
【出典】先進諸国におけるエイズ発生動向、調査体制、対策の分析に関する研究
(厚生労働省エイズ対策協議会(HIV)-主任研究員 森島美奈(筑波大学))

先進諸国における人口100万人あたりの
エイズ患者報告数の年次推移



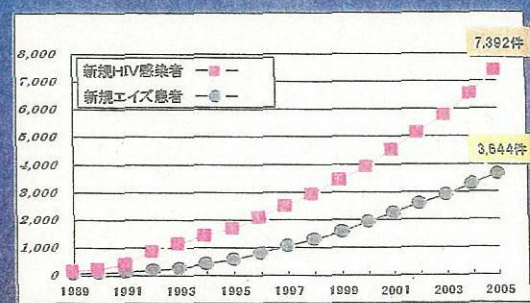
【出典】先進諸国におけるエイズ発生動向、調査体制、対策の分析に関する研究
(厚生労働省エイズ対策協議会(HIV)-主任研究員 森島美奈(筑波大学))

日本における新規HIV感染者・エイズ患者報告数の
年次推移



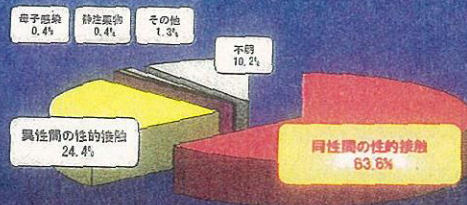
2006年エイズ動向委員会報告

日本における累計HIV感染者・エイズ患者報告数の
年次推移

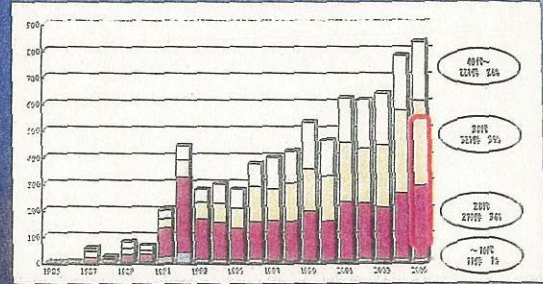


2006年エイズ動向委員会報告

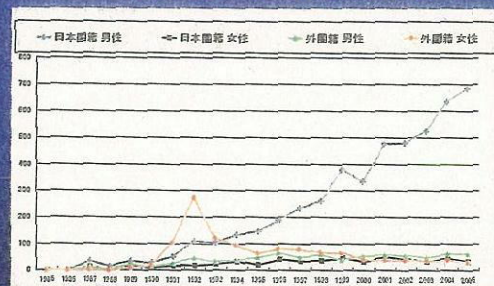
感染経路別新規HIV感染者数(2005)



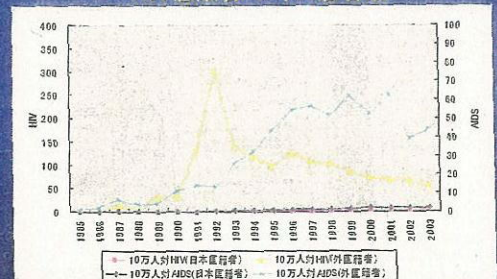
年齢別、年次別HIV感染者報告数の推移



日本のHIV感染者の国籍別・性別年次報告数



日本の人口10万人に対する国籍別 HIV感染者・エイズ患者数



エイズ予防指針の見直し

基本的方向

- 1 疾病概念の変化に対応した施策展開
～「不治の特別な病」から「コントロール可能な一般的な病」へ
- 2 国と地方公共団体との役割分担の明確化
 - ・国：リーダーシップ、技術的支援
 - ・地方公共団体：普及啓発、検査、医療体制の再構築
- 3 施策の重点化
～普及啓発及び教育、検査体制の強化、
医療提供体制の再構築

普及啓発及び教育

1 一般的普及啓発

- 公共広告機構(AC)等を通じた、TV、ラジオ、新聞等の媒体を利用した啓発
- 世界エイズデー(12月1日) 全国キャンペーン
- エイズポスターコンクール
- エイズ予防情報ネット(api-net) <http://api-net.jfap.or.jp/>

2 個別施策層に対する普及啓発等の重点化

- 青少年、同性愛者への対応

検査体制の強化

< 国の役割 >

- (1) 検査手法の開発
- (2) 行動変容につながる相談手法のマニュアル化
- (3) 検査、相談の利用に係る情報の周知
- (4) HIV検査普及週間の創設(別紙)

< 地方公共団体の役割 >

- (1) 検査体制の周知
- (2) 検査計画を作成し計画的に実施
- (3) 利便性の高い検査体制・平日夜間・休日・迅速検査
- (4) 検査結果に応じた相談・カウンセリングの実施

医療提供体制の再構築



施策対象の重点化

	異性間的性接触	同性間的性接触	静注薬物乱用	母子感染	その他
10歳未満	0	0	0	0	0
10-19	11	1	9	0	0
20-29	279	54	201	0	4
30-39	321	71	218	0	2
40-49	121	39	97	0	4
50-59	72	27	79	1	1
60歳以上	28	11	8	0	0
合計	832	203	529	3	11

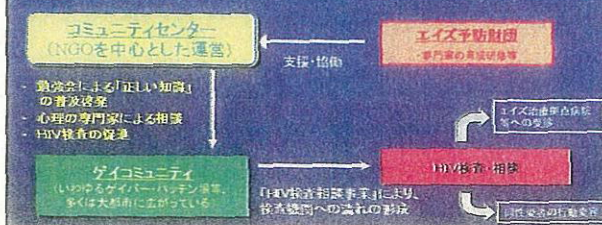
2005年エイズ動向調査報告(2005年末)

同性間性接触 + 20、30歳代 → 約88%

※不明85例を除く

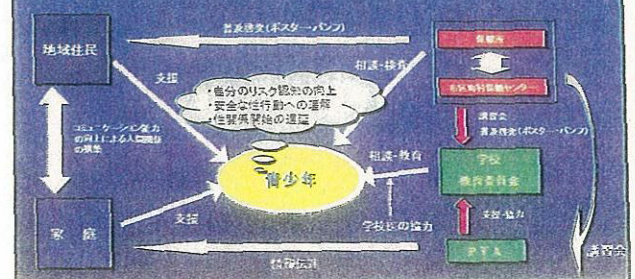
同性愛者への対応

- 公費により、大都市にコミュニティセンターを設置
- そこを拠点として、NGOや行政が協働し、コミュニティに対する普及啓発を実施
- 行動変容、検査の早期受診につなげる



青少年への対応

- 20、30歳代のHIV感染者対策としては、10歳代への教育が重要である



施策の実施を支える新たな手法

- 普及啓発等施策の実施におけるNGO等との連携強化
- 関係省庁間連絡会議の定期的な開催による総合的なエイズ対策の推進
- 政策評価を踏まえた都道府県等に対する重点支援
→ 感染者・患者数の多い都道府県等(16自治体)
との重点的な連携

重点的に連絡調整すべき都道府県等の選定について

選定の背景と目的

< 背景 >

従来、わが国におけるHIV感染者やエイズ患者の発生動向については、関東地方を中心として増加してきたが、近年、地方の大都市においても感染者・患者が増加傾向にある。

< 目的 >

HIV感染者やエイズ患者の報告数が特に多い地域の地方自治体と重点的に連絡調整を行うことにより、効果的なエイズ対策を進める。

選定基準及び選定期間

< 選定基準 >

- ① 過去3年間の新規HIV感染者・エイズ患者合計報告数平均の人口10万人に対する割合が全国平均以上の都道府県及び当該都道府県内の政令指定都市
- ② HIV感染者・エイズ患者の報告数が著しく多い地域

< 選定期間 >

当面2年間とする。
ただし、選定基準、選定期間の見直しは必要に応じて行う。

対象自治体(16自治体)

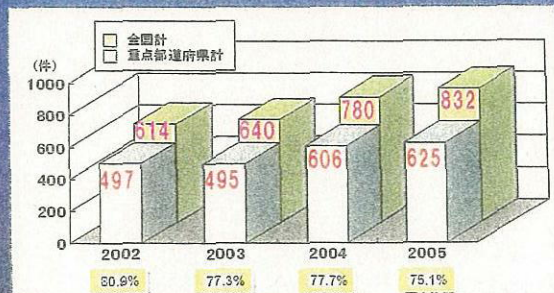
都道府県(10自治体)

茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、大阪府、沖縄県

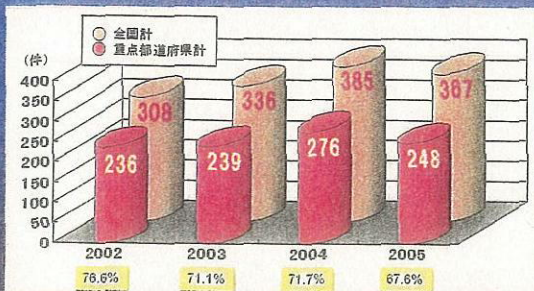
政令指定都市(上記都道府県内の6自治体)

さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市

10重点都道府県のHIV感染者報告数



10重点都道府県のエイズ患者報告数



平成18年度 HIV検査普及週間の実施

HIV検査普及週間(6月1日～7日)
主催:厚生労働省・財団法人エイズ予防財団

平成18年度HIV検査普及週間 実施要綱(抜粋)

<趣旨>

国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図る取組みを強化することにより、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起し、もってHIV検査の浸透・普及を図ることとする。

<期間>

平成18年6月1日(木)～7日(水)

<主催>

厚生労働省・財団法人エイズ予防財団

記者会見・街頭キャンペーンの実施

HIV検査普及週間(6月1日～7日)
主催:厚生労働省・財団法人エイズ予防財団

新宿駅東南口



東京都南新宿
検査・相談室

検査普及週間中の実績(全国)

<検査件数>

3,816件(前年同時期 2,047件) → 約1.9倍

<相談件数>

2,902件(前年同時期 1,988件) → 約1.5倍

※B11-07のみの実績

※「相談件数」は前年同時期を「不明」として報告した自治体を含む

①10重点都道府県と②重点都道府県以外の実績

<検査件数>

- ① 2,034件(前年同時期 1,335件) → 約1.5倍
- ② 1,782件(前年同時期 712件) → 約2.5倍

<相談件数>

- ① 1,885件(前年同時期 1,329件) → 約1.3倍
- ② 1,237件(前年同時期 659件) → 約1.9倍

※B11-07のみの実績

※「相談件数」は前年同時期を「不明」として報告した自治体を含む

検査普及週間に検査体制を
①強化した自治体(70)と②強化していない自治体(58)

〈検査件数〉

- ① 2,028件(前年同時期 825件) → 約2.5倍
- ② 1,788件(前年同時期 1,222件) → 約1.5倍

〈相談件数〉

- ① 1,250件(前年同時期 747件) → 約1.7倍
- ② 1,652件(前年同時期 1,241件) → 約1.3倍

※6/1～6/7のみの実績

※「相談件数」は前年同時期を「不明」として報告した自治体を含む

指針に基づく施策展開

普及啓発及び教育

- ・国が中心となる施策(一時的な普及啓発)
- ・HIVエイズに係る基本的な情報・正しい知識の提供
- ・検査手続の簡便化、検査手続マニュアル作成
- ・地方自治体が中心となる施策(利用促進策に対する普及啓発)
- ・青少年、障害者への対応
- ・青少年エイズ対策事業(同性愛者等に対する啓発事業)

検査相談体制の充実

- ・国が中心となる施策(検査相談に関する情報提供)
- ・HIV検査普及週間(毎年6月～7月)の開催
- ・検査相談に係る情報提供体制の整備
- ・検査手続の簡便化、検査相談手続マニュアル作成
- ・地方自治体が中心となる施策(検査・相談体制の充実強化)
- ・可能性の高い検査体制の構築(休日夜間・休日・出張検査等)
- ・年間検査計画の策定と検査相談の実施

医療提供体制の再構築

- ・国が中心となる施策(新たな手法の開発)
- ・外資系医療機関の導入
- ・臨床試験のあり方の検討(エイズ医療提供診療連携モデル事業の実施)
- ・地方自治体が中心となる施策(都道府県内における総合的な診療体制の確保)
- ・地域医療連携の整備を目的とした都道府県内に於ける診療体制の確保
- ・診療連携の充実による各医療機関の連携支援

Fin.

地方自治体向けエイズ対策マニュアル の作成について

平成17年のHIV感染者・エイズ患者の合計は1,199件（過去最高）となっており、依然として増加傾向にあります。

厚生労働省では、各地方自治体のHIV・エイズ対策を効果的に支援するため、厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業において、下記のマニュアルを作成いたしました。

これらのマニュアルは、第一回重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会終了後の6月26日（月）17時以降に「エイズ予防情報ネット（API-NET）」からダウンロードできます。

<http://api-net.jfap.or.jp/>

地方自治体における 青少年エイズ対策 ／教育ガイドライン

主任研究者
京都大学大学院
医学研究科助教授
木原雅子

HIV診療における 外来チーム 医療マニュアル

主任研究者
独立行政法人国立病院
機構大阪医療センター
HIV/AIDS先端医療
開発センター長
白阪琢磨

地方自治体の エイズ啓発 プログラムのための ガイドライン

主任研究者
京都大学大学院
医学研究科教授
木原正博

男性同性間の HIV感染対策に 関するガイドライン

主任研究者
名古屋市立大学大学院
看護学研究科教授
市川誠一

地方自治体の エイズ対策を支援

HIV検査相談の 説明相談の事例集

主任研究者
神奈川衛生研究所
所長
今井光信

医療相談員のため の外国籍HIV陽性 者療養支援ハンド ブック

主任研究者
慶応義塾大学教授
樽井正義

【照会先】

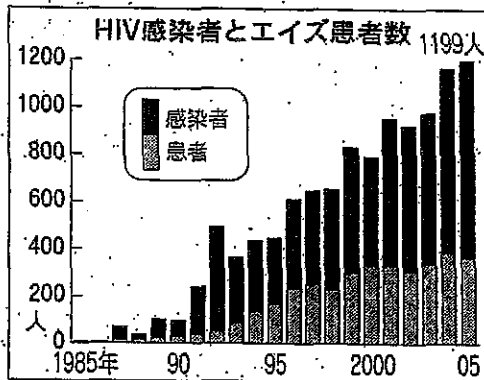
厚生労働省疾病対策課 秋野・橋本

電話 3595-2249（内線：2354・2358）

エイズ急増自治体を支援

予防・検査体制を整備

厚労省、都などに重点対策



省健康局)という。

十六自治体は十都府県(茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、愛知、大阪、沖縄)と六政令市(さいたま、千葉、横浜、川崎、名古屋、大阪)。〇二〇〇四年で、①人口十万人あたりの新規感染者と患者が全国平均(〇・七九人)以上の都道府県②その政令市③新規感染者と患者が全国平均(東京都を除く)の二倍(八十四人)以上の自治体——という基準で選んだ。

この十六自治体の新規感染者と患者の合計は二

千三百四十九人で、全国全体の三千六十三人の七割を占める。

今回の自治体重点支援策は、今年四月に改定された「エイズ予防指針」に基づくもので、あいまいだった自治体の責任と役割を明確化した。

厚労省は十六自治体との間に連絡協議会を設置して連携を強め、感染者や患者の年齢層や性別、感染経路など地域ごとの最新動向を分析。若い世代が行きやすい夜間・休日検査や、すぐに結果が分かる迅速検査の導入、若い世代や同性愛者向けの予防啓発イベントの実施、治療の中核拠点病院の設置などを支援する。

国内のエイズウイルス(HIV)感染者とエイズを発症した患者の増加傾向に歯止めをかけるため、厚生労働省は、エイズの状況悪化が著しい十六自治体を選び出し、重点的な対策に乗り出す。夜間・休日検査の導入や予防啓発活動、医療提供体制の整備などを支援する。二十六日に十六自治体の担当者を集め、「連絡協議会」を設置し、効果的な対策の情報交換を行う。

二〇〇五年に新規報告されたHIV感染者とエイズ患者の合計は千百九十九人となり、過去最多を更新した。初の患者を

確認した一九八五年以来

の累計は一万一千人を超え、同性間の性的接触による若い世代の増加傾向が続いている。

このため、これまでの全国一律的な対策に加

えて、感染者数の増加率などが大きい十六自治体を絞り込み、各地域の実情に即した対策を重点支援

することだ。「感染拡大に